

セーフティネット貸付／危機対応貸付の概要

■ 日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）

■ 対象

- ・社会的、経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方。

（注）口蹄疫による影響を受けている中小企業は、一時的な売上高や利益の減少の確認ができなくとも、貸付の対象となる。なお、金融審査において、財務諸表等の書類の提出は必要。

■ 内容

○貸付条件（運転資金の場合）

- ・貸付限度額：中小事業（旧中小公庫）7億2,000万円、国民事業（旧国民公庫）4,800万円
- ・貸付期間：8年以内（据置期間：3年以内）
- ・貸付利率：基準利率（中小事業：1.65%（注）、国民事業：2.15%（注））

（注）貸付期間5年以内の基準利率（平成22年5月19日現在）。利率は、担保の有無、返済期間その他個別の事情により変動。

○現在実施中の金利引下げ措置

特に業況が悪化している事業者に対する、▲0.3%の金利引下げ
雇用維持・拡大に取り組む事業者に対する、▲0.2%の金利引下げ
等

■ 商工組合中央金庫等による危機対応貸付

■ 危機対応貸付とは・・・

- ・平成20年10月以降、災害発生や国際的な金融不安等の危機に対応するために開始された業務。
- ・商工中金等指定金融機関が、日本政策金融公庫からの損害担保や低利のバックファイナンスを受けて、事業者の金融円滑化を図るもの。貸付条件は、公庫のセーフティネット貸付に概ね準じているが、貸付利率は事業者によって異なる。